

三井住友カードパーチェスプラス利用に関する特約

「三井住友 VISA カード&三井住友マスターカード法人会員規約（パーチェシングカード用）」（以下「会員規約」という）に基づき三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が入会を認めた法人（以下「会員」という）が、当社が提供する三井住友カードパーチェスプラス（以下、「本件サービス」という）の申込みをし、当社が認めた場合、会員は以下の本特約の適用を受ける。

なお、本特約は会員規約と一体をなすものとし、本特約の用語の定義は本特約に特段の定めがない限り会員規約の定めに従う。ただし、本特約と会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとする。

第1条（目的）

本特約は、会員が当社に対して本件サービスを申込み、利用するにあたり、本件サービスの内容・条件を定めることを目的とする。

第2条（本件サービスの内容）

1. 当社は、本件サービスの提供のために、会員に対し会員規約に基づき発行するカード（以下「親番号」という）とは別に、会員及び使用者に対して、以下の各項に従い、親番号に付随する会員番号（以下「子番号」という）を発行する。子番号には、会員規約上のカードにかかる規定がすべて適用される。ただし、会員規約7条（カードご利用枠）等の本特約上の子番号についての定めと矛盾・抵触する条項は除く。
2. 当社は、本サービスの提供のために、親番号の会員データ（個人情報を含む）、本件サービスの利用にかかるデータ、およびその他会員より受領したデータを当社の業務委託先である Visa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa」という）に預託し、Visa のシステム「Visa Commercial Pay」（以下「Visa システム」）に登録するものとし、会員はこれに同意する。本項に基づく個人情報の委託については会員規約第25条第1項が適用される。
3. 会員は、当社の指定する方法により、会員自身にて Visa のシステムにアクセスし、もしくは別システムを経由し、子番号の発番を受けるものとする。
4. 会員は子番号発番時に、子番号の利用枠、利用回数及び利用期間を指定することができ、使用者は当該指定の範囲内においてのみ子番号を利用することができる。但し、指定した子番号の利用枠にかかわらず、会員及び使用者に発番されたすべての子番号の月間利用代金の合計額は、付随する親番号のご利用枠以内に限られる。また、指定した子番号の利用回数及び利用期間にかかわらず、子番号の利用は当該親番号の有効期限内に限られる。
5. 子番号を利用しての取引申込があった場合、当社はその申込を会員の正当な意思に基づく利用申込とみなし、取り扱うことができ、これにより当社は一切の責任を負わない。
6. 当社は、本件サービスの利用にかかるデータについて所定の仕様・方法により Visa へ送信し、Visa は当該データに子番号情報が含まれていた場合、Visa の提供するレポート機能「Visa Commercial Pay Reporting」（「Visa システム」に付随するレポートシステム）にて会員の閲覧に供する。
7. 本条2項および6項に定めるサービス提供を Visa システムを用いずに行う場合、Visa への業務委

託および親番号の会員データ、本件サービスの利用にかかるデータ、その他会員より受領したデータの Visa への預託を会員への通知なく停止できるものとする。

第3条（会員の責務）

1. 会員は、本件サービスの利用にあたり、予め、親番号使用者またはその予定者である会員の役職員（役職員、派遣社員、パートを含むが、これに限らない。以下「親番号使用者等」という）に対し会員規約及び本特約の内容について説明し、会員規約及び本特約に従った本サービスの利用について親番号使用者等の承諾を得た上で、本件サービスを申し込むものとする。
2. 会員は、本件サービスの利用にあたって、親番号使用者等に対し利用規約及び本特約を遵守させ、当社に対し必要な協力を行うものとする。

第4条（業務の中断）

当社は、次の各号に該当する事由が生じたときは、本件サービスの一部又は全部を中断することができるものとし、第2条第6項に定めるデータの提供及びデータの閲覧について中断した場合は、当該事由が解消されたときに、未送信分の利用明細データをまとめて送信し閲覧することができるものとする。

- （1）当社の電気通信設備（ネットワーク接続装置を含むが、これに限られない。）の保守または工事のためやむを得ないとき
- （2）当社の電気通信設備の障害または緊急保守等やむを得ない事由があるとき
- （3）電気通信回線を提供する第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者が当該電気通信サービスを中断したとき
- （4）Visa、本サービスの提供に関連する者等（以下「Visa 等」という）のシステムに前各号に定める事由その他の異常、障害等が生じたとき
- （5）Visa 等の信用力に問題が発生したとき

第5条（本件サービスの対価）

1. 会員は当社に対し本件サービスの対価として、会員規約に定める年会費とは別に、以下に定める所定のサービス利用料を支払うものとする。

項目	単価（税抜）
子番号を用いた取引	50 円/売上件数

2. 会員は請求書の期日までに、前項の請求金額をその金額に課税される消費税相当額とともに、クレジットカードによる方法、または、当社が別途指定する当社の銀行口座へ振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は会員が負担するものとする。
3. 会員は、前2項に基づく支払を遅滞した場合には、支払期限の日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金（年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる）を支払うものとする。

第6条（損害賠償）

会員が本規約の定め(第3条第1項を含むがこれに限らない)に違反したことにより、当社、Visa、または会員が第三者(会員の役職員を含む)から訴訟上又は訴訟外において損害賠償請求等を受けた場合、会員がその全ての責任を負う。

第7条(免責)

1. 当社は、天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、通信障害、電力事故、輸送機関等の事故その他の不可抗力によって、本件サービスの履行を遅延しもしくは履行不能を生じた場合、その責を負わないものとする。
2. 当社は、第三者が提供する通信機器・設備・回線の故障・障害・その他に関し当社の責めに帰さない事由により生じた損害についてはその責を負わないものとする。
3. 当社のシステムに異常が生じた場合その他やむを得ない理由にて、本件サービスが停止したことによる会員に生じた費用や損害については、当社はその責を負わないものとする。
4. 当社は、以下の事由により本件サービスが停止したことによる会員に生じた費用や損害について、その責を負わないものとする。
 - (1) Visa等のシステムに異常が生じた場合
 - (2) Visa等の信用力に問題が生じた場合
 - (3) その他やむを得ない理由が生じた場合
5. 当社は、事由の如何を問わず、本件サービスの提供について、会員規約及び本特約に定めるもののほかは一切の責任を負わないものとする。
6. 当社は、会員に対し、本件サービスの提供上、当社が必要と判断する場合には、会員の指示および協力を求めることができる。この場合、会員は、当社に対し、速やかに、必要な指示および協力を行わなければならない、この指示および協力を怠ったことによる一切の責任を負担するものとし、当社は免責されるものとする。

第8条(有効期間・解約)

1. 本件サービスの提供期間は、当社が申込みを承認した日から1年間とし、会員または当社いずれかからその期間満了の3ヶ月前までに別段の書面による意思表示をしないときは、さらに1年間自動的に延長し、以後も同様とする。
2. 会員および当社は、前項の期間中において本件サービスを解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、解約できるものとする。
3. 会員の会員資格が失効したときは、本件サービスも自動的に終了するものとする。

第9条(本特約の解除等)

1. 会員および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは相手方に何らの催告をすることなく直ちに本特約を解除することができるものとする。
 - (1) 本特約の内容に違反し、本特約に基づく業務の遂行が困難となるような事態に至ったときまたは自らが相手方の本特約違反により損害を被ったとき
 - (2) 故意または過失により損害を被ったとき

- (3) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けたとき
- (4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けまたは民事再生手続、会社更生手続の開始、破産手続の開始その他類似する倒産手続の開始、もしくは競売を申立てられまたは自ら民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産手続の開始その他類似する倒産手続の申立てをしたとき
- (6) 事業の廃止または解散の決議をしたとき
- (7) その他財産状態が悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (8) 自ら（自らの役員・従業員を含む。以下本号、次号について同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当したとき、および次の①から⑤のいずれかに該当したとき
 - ①暴力団員などが経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (9) 自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑤のいずれかに該当する行為をしたとき
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①乃至④に準ずる行為

2. 前項による解除は、損害賠償の請求を妨げるものではないものとする。

第10条(個人情報の取扱い)

本件サービス利用者または本件サービス利用予定者（以下総称して「本件サービス利用者等」）は本件サービス提供を目的に当社が Visa および Visa の再委託先（以下総称して「Visa」）へ本件サービス利用者等の個人情報を委託することに同意するものとする。

Visa（所在国：シンガポール データセンター所在国：アメリカ、イギリス）に関する事項は以下のとおりとする。

・外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/singapore_report.pdf（シンガポール）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf（アメリカ）

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>（イギリス）

※以上については、個人情報保護委員会 (<https://www.ppc.go.jp/index.html>) がサイト上で公表する「諸外国・

地域の法制度」にて確認が可能である。

- Visa が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じている

(2024年5月制定)